

## 議案第 4 1 号

### 狭山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

狭山市敬老祝金支給条例（昭和 5 6 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、又は外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）による外国人登録原票に登録され」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市が備える外国人登録原票（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 2 1 年法律第 7 9 号）第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）による外国人登録原票をいう。以下同じ。）に登録されている者に対する改正後の第 2 条第 2 号の規定の適用については、施行日前に本市が備える外国人登録原票に本市を居住地として登録されている期間は、本市の住民票（住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）による住民票をいう。）に記載されている期間とみなす。

平成 2 4 年 6 月 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

#### 提案理由

住民基本台帳法の改正及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」による外国人登録法の廃止に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。